名寄市消費生活センター情報 10号

令和5年7月10日

実在する組織をかたるフィッシングメールに注意!

事 例

通販サイトから、身に覚えのない注文メール がパソコンに届いた。

メールには、「アカウントが盗まれる可能性がある。この注文をしていない場合、リンクをクリックしてキャンセルしてください」と記載されていた。

リンクをクリックしたところ、パソコンの セキュリティソフトが『フィッシングの可能 性あり』と警告したので、何もせず、メール は削除した。 (60歳代)

最近のフィッシングメー<u>ル(例)</u>

アドバイス

- ●通販サイトや宅配業者、携帯電話会社、クレジット会社、銀行などをかたった偽メール (フィッシングメール)で個人情報やパスワードなどを盗み取ろうとする事例が相次いで います。手口は巧妙化しており、一見して本物と見分けがつかないようなメールも多く、 厳重な注意が必要です。
- ●「メールにある URL やリンクはクリックしない」が原則です。メールの内容について確認したいときは、必ず公式サイトや公式アプリから確認しましょう。
- ●不審なメールが届いたときは、名寄市消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター 2(01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土·日·祝日·年末年始

